

社会保険審査会裁決集

平成27年版 

(厚生労働省保険局総務課 社会保険審査調整室 資料)

裁決番号目次

裁決書本文

健康保険関係

傷病手当金 / 療養費 / 被保険者資格・標準報酬

厚生年金保険

老齢給付 / 障害給付 / 遺族給付 / 被保険者資格・標準報酬 / その他

健康保険・厚生年金保険共通

保険料

国民年金関係

障害給付 / 遺族給付 / 保険料 / その他



注意事項

この裁決集は、すでに頒布しました平成26年版その他の旧年版と同様、担当行政庁より適法に入手した行政文書です。

担当行政庁が、内部用参考資料として個人情報等に配慮して編集し、1冊にまとめた行政文書です。

担当行政庁は、平成27年の1年の主要な裁決を1冊に編みました。1年間の全裁決を掲載しているものではありません。

平成18年版まで掲載していた「裁決要旨」や「原処分行政庁」、「当事者」の記載を取りやめ、さらに「審査資料」や「事実認定」の詳細を省略した点は平成19年版と同じです。

これらのことから、平成18年版より各裁決の判断過程の透明性が低下し、活用しにくくなっているかもしれません。さらに個別裁決事案の詳細を知りたい場合にはそれぞれの裁決書を入手する必要があるかもしれません。あらかじめご承知ください。

当事務所では、表紙ページまたは左側しおりから裁決書本文各項目とびらへのリンクを設定して利用の便を図りました。



ご利用に当たって、次の点に同意頂いたものとして頒布します。よろしくお願い致します。

① 当資料は、担当行政庁が編集・作成した行政文書です。ご利用は購入者ご自身の責任でお願いします。当所では当資料を利用したことによる個々の問題についての責任を負いません。

② 当資料はPDF形式ファイルであり、印刷は可能です。PDFファイルの取扱いに関する疑問は、関係アプリケーションソフトのマニュアルをご参照頂くなど、ご自身にてご対応ください。当所からのサポートは致しません。

なお、一般に、PDF関係アプリケーションソフトと、パソコンのOSまたはプリンタドライバとの関係で、ごくまれに多数ページの一括印刷ができない場合があります。その際には、ページ指定印刷で、数枚ずつ印刷してください。

③ 当資料PDFファイルのご利用は、購入されたご本人に限らせて頂きます。従って、当資料PDFファイルの第三者への無断コピー配布等はなさらなくてください。



厚生労働省の「社会保険審査会」のホームページについて。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/shinsa/syakai/index.html>

上記アドレスから「社会保険審査会」のホームページが閲覧できます。組織概要、審査制度解説に加え、取扱状況と主な裁決例も掲載されています。

長年公開を要求してきた方々の努力のたまものでしょう。関係職員みなさんのご尽力を評価しつつ、今後の更なる充実と、裁決の全件公開を求めます。



最後に、労働保険審査会ではそのホームページで平成26年以降のすべての裁決事例の要旨を公開しています。行政不服審査の判断は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り国民の権利利益の保護に資するため、積極的な公表があるべき姿と考えます。社会保険審査会の全裁決事案についても同様です。賛同して頂ける方は、関係行政庁に対し、さらなる積極的な公表を要請するなど、できる範囲でのご協力をお願いします。

以上

2017年 5月 榊原社労士事務所 榊原 悟志



社会保険審査会裁決集

平成27年版

厚生労働省保険局総務課
社会保険審査調整室

社会保険審査会裁決集

平成 27 年版

総目次

健康保険関係

傷病手当金	1
療養費	25
被保険者資格・標準報酬	51

厚生年金保険関係

老齢給付	61
障害給付	79
遺族給付	259
被保険者資格・標準報酬	293
その他	303

健康保険・厚生年金保険共通

保険料	311
-----------	-----

国民年金関係

障害給付	317
遺族給付	429
保険料	437
その他	441

健康保険関係

傷病手当金

平成26年(健)第478号	平成27年2月27日裁決……………	3
平成26年(健)第608号	平成27年3月31日裁決……………	7
平成26年(健)第791号	平成27年5月29日裁決……………	11
平成26年(健)第823号	平成27年7月30日裁決……………	14
平成26年(健)第958号	平成27年7月30日裁決……………	17
平成26年(健)第1470号	平成27年10月30日裁決……………	22

療養費

平成26年(健)第428号	平成27年2月27日裁決……………	27
平成26年(健)第458号	平成27年2月27日裁決……………	31
平成26年(健)第808号	平成27年7月30日裁決……………	34
平成26年(健)第1066号	平成27年8月28日裁決……………	39
平成27年(健)第151号	平成27年10月30日裁決……………	43
平成27年(健)第220号	平成27年11月27日裁決……………	46

被保険者資格・標準報酬

平成24年(船)第42号	平成27年5月29日裁決……………	53
平成26年(健)第1237号	平成27年12月25日裁決……………	57

厚生年金保険

老齢給付

平成26年(厚)第486号	平成27年2月27日裁決……………	63
平成26年(厚)第550号	平成27年3月31日裁決……………	66
平成26年(厚)第638号	平成27年6月29日裁決……………	69
平成26年(厚)第698号	平成27年2月27日裁決……………	72
平成26年(厚)第842号	平成27年6月29日裁決……………	75

障害給付

平成26年(厚)第240号	平成27年2月27日裁決……………	81
平成26年(厚)第276号	平成27年3月31日裁決……………	87
平成26年(厚)第300号	平成27年2月27日裁決……………	90
平成26年(厚)第378号	平成27年2月27日裁決……………	95
平成26年(厚)第417号	平成27年5月29日裁決……………	99
平成26年(厚)第473号	平成27年3月31日裁決……………	102
平成26年(厚)第536号	平成27年5月29日裁決……………	106
平成26年(厚)第606号	平成27年6月29日裁決……………	110
平成26年(厚)第626号	平成27年6月29日裁決……………	116
平成26年(厚)第703号	平成27年6月29日裁決……………	119
平成26年(厚)第740号	平成27年2月27日裁決……………	123
平成26年(厚)第766号	平成27年3月31日裁決……………	127
平成26年(厚)第772号	平成27年12月25日裁決……………	134
平成26年(厚)第787号	平成27年7月30日裁決……………	138
平成26年(厚)第830号	平成27年6月29日裁決……………	141
平成26年(厚)第848号	平成27年4月27日裁決……………	148

平成26年(厚)第856号	平成27年6月29日裁決……………	152
平成26年(厚)第858号	平成27年11月27日裁決……………	157
平成26年(厚)第878号	平成27年8月28日裁決……………	161
平成26年(厚)第892号	平成27年9月30日裁決……………	167
平成26年(厚)第931号	平成27年6月29日裁決……………	172
平成26年(厚)第968号	平成27年6月29日裁決……………	175
平成26年(厚)第1040号	平成27年8月28日裁決……………	180
平成26年(厚)第1068号	平成27年9月30日裁決……………	186
平成26年(厚)第1078号	平成27年10月30日裁決……………	190
平成26年(厚)第1132号	平成27年9月30日裁決……………	198
平成26年(厚)第1220号	平成27年10月30日裁決……………	202
平成26年(厚)第1273号	平成27年9月30日裁決……………	209
平成26年(厚)第1281号	平成27年10月30日裁決……………	214
平成26年(厚)第1326号	平成27年8月28日裁決……………	217
平成26年(厚)第1348号	平成27年11月27日裁決……………	223
平成26年(厚)第1353号	平成27年7月30日裁決……………	230
平成26年(厚)第1388号	平成27年10月30日裁決……………	232
平成27年(厚)第90号	平成27年10月30日裁決……………	236
平成27年(厚)第108号	平成27年12月25日裁決……………	242
平成27年(厚)第170号	平成27年11月27日裁決……………	246
平成27年(厚)第210号	平成27年11月27日裁決……………	252

遺族給付

平成26年(厚)第148号		
平成26年(厚)第688号	平成27年2月27日……………	261
平成26年(厚)第218号	平成27年2月27日……………	264
平成26年(厚)第576号	平成27年2月27日……………	267

平成26年(厚)第616号	平成27年2月27日……………	269
平成26年(厚)第913号	平成27年5月29日……………	272
平成26年(厚)第991号	平成27年9月30日……………	275
平成26年(厚)第1072号	平成27年10月30日……………	279
平成26年(厚)第1166号	平成27年8月28日……………	282
平成26年(厚)第1180号	平成27年7月30日……………	287
平成27年(厚)第26号	平成27年10月30日……………	290

被保険者資格・標準報酬

平成24年(厚)第814号	平成27年11月27日……………	295
平成26年(厚)第1346号	平成27年9月30日……………	299

その他

平成26年(厚)第70号	平成27年2月27日……………	305
平成26年(厚)第1482号	平成27年9月30日……………	307

健康保険・厚生年金保険共通

保険料

平成26年(健厚)第798号	平成27年7月30日……………	313
----------------	-----------------	-----

国民年金関係

障害給付

平成26年(国)第106号	平成27年1月30日……………	319
平成26年(国)第317号	平成27年2月27日……………	324
平成26年(国)第323号	平成27年6月29日……………	330
平成26年(国)第455号	平成27年2月27日……………	334
平成26年(国)第475号	平成27年3月31日……………	338
平成26年(国)第483号	平成27年6月29日……………	338
平成26年(国)第500号	平成27年3月31日……………	349
平成26年(国)第566号	平成27年6月29日……………	353
平成26年(国)第576号	平成27年5月29日……………	357
平成26年(国)第578号	平成27年7月30日……………	359
平成26年(国)第623号	平成27年4月27日……………	365
平成26年(国)第680号	平成27年5月29日……………	371
平成26年(国)第685号	平成27年5月29日……………	375
平成26年(国)第721号	平成27年4月27日……………	378
平成26年(国)第763号	平成27年6月29日……………	382
平成26年(国)第785号	平成27年6月29日……………	388
平成26年(国)第797号	平成27年6月29日……………	392
平成26年(国)第873号	平成27年6月29日……………	395
平成26年(国)第895号	平成27年7月30日……………	398
平成26年(国)第1013号	平成27年10月30日……………	400
平成26年(国)第1143号	平成27年10月30日……………	405
平成26年(国)第1176号	平成27年12月25日……………	410
平成27年(国)第62号	平成27年11月27日……………	418
平成27年(国)第130号	平成27年10月30日……………	422

遺族給付

平成26年(国)第698号	平成27年3月31日……………	431
平成26年(国)第853号	平成27年6月29日……………	433

保険料

平成26年(国)第861号	平成27年9月30日……………	439
---------------	-----------------	-----

その他

平成26年(国)第588号	平成27年5月29日……………	443
平成26年(国)第613号	平成27年9月30日……………	446
平成26年(国)第968号	平成27年6月29日……………	449

健康保險關係

傷病手当金

平成27年2月27日裁決

主文

全国健康保険協会〇〇支部長が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対してした、後記理由欄第2の3記載の原処分①を取り消す。

その余の本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、不眠症、男性更年期障害(疑い)等(以下「既決傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「既支給期間①」という。)、及び、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「既支給期間②」といい、既支給期間①と併せて、「既支給期間」という。)について、労務不能であったとして、傷病手当金を受給していた。

2 請求人は、双極性障害(以下「本件請求傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「本件請求期間①」という。)について、同月〇日(受付)、同月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間②」といい、本件請求期間①と併せて、「本件請求期間」という。)について、平成〇年〇月〇日(受付)、全国健康保険協会〇〇支部長(以下「本件支部長」という。)に対し、これらの期間においても労務不能であったとして傷病手当金の支給を申請した。

更に、請求人は、本件請求傷病の療養のため、本件請求期間と同一期間(以下「重複請求期間」という。)について、平

成〇年〇月〇日(受付)、本件支部長に対し、労務不能であったとして傷病手当金の支給を、重ねて申請した。

3 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件請求期間①及び②について、それぞれ「法定給付期間(1年6ヵ月)を超えた請求であるため。平成〇年〇月〇日まで受給されていた傷病の関連継続と認められたため。法定給付期間は平成〇年〇月〇日です。」という理由により傷病手当金を支給しない旨の2個の処分(以下「併せて原処分①」という。)をした。

また、支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、重複請求期間について、「法定給付期間(1年6ヵ月)を超えた請求であるため。平成〇年〇月〇日まで受給されていた傷病の関連継続と認められたため。法定給付期間は平成〇年〇月〇日です。」という理由により傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分②」といい、「原処分①」と併せ、便宜上、「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 傷病手当金の支給について、法第99条第1項は「被保険者(……)が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金……を支給する。」と定めており、また、同条第2項は「傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。」と規定している。

2 本件の場合、既決傷病と本件請求傷病とは継続する同一傷病であるとする前提で、傷病手当金の支給満了日は平成〇年〇月〇日であり、本件請求期間及び重複請求期間は、法定給付期間(1年6ヵ月)

を超えた請求であるので、傷病手当金を不支給とした原処分に対し、請求人は、本件請求傷病と平成〇年〇月〇日まで受給していた既決傷病は別傷病であるとあるしているのだから、本件の問題点は、本件請求期間及び重複請求期間に係る本件請求傷病と既決傷病とは同一疾病又はこれにより発した疾病（以下、便宜上「同一関連傷病」という。）と認められるかどうかということになる。

3 同一関連傷病かどうかについて判断する。

同一関連傷病かどうかについては、前と後の傷病の間に、相当因果関係がある場合に、前と後の傷病は同一関連傷病であるということがいえる。そして、相当因果関係とは、一般の人が常識的に考えて、ある事実と結果との間に、ある事実からそのような結果が生じるのが通常であるといえる関係をいうものであり、そのような考え方の上にたって、前の疾病がなかったならば後の疾病が生じなかったであろうと認められる場合は、前後の傷病の間には相当因果関係があるとして、前後の傷病を同一関連傷病として取り扱うのが相当と判断されるところ、本件についてこれをみると、次のとおりである。

請求人に係る健康保険傷病手当金支給申請書の療養担当者が意見を記入するところ欄（以下「医師意見欄」という。）（a病院（以下「a病院」という。）・A医師（以下「A医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日付本件請求期間①に係るもの、A医師作成の平成〇年〇月〇日付本件請求期間②に係るもの、A医師作成の同年〇月〇日付重複請求期間③に係るもの。）によれば、療養の給付開始年月日（初診日）は平成〇年〇月〇日、傷病名は本件請求傷病とされた上で、本件請求期間①及び本件請求期間②に係る医師意見欄には、「主たる症状および経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等として、気分の憂うつ、意欲の低下を認め、薬物療法及び精神療法を行っており、「症状経過か

らみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見」として、著しい意欲低下のため、就労は困難と判断される（本件請求期間①）、又は、困難である（本件請求期間②）とされ、重複請求期間に係る医師意見欄をみると、「主たる症状および経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等として、男性生殖器障害特に男性更年期障害（N508）とは全く異なり、精神疾患としての双極性障害・中等度のうつ病エピソード（F313）の状態にあり、著しい意欲の低下、苛々感、焦燥感、抑うつ気分、希死念慮、自傷行為を認め、薬物療法及び精神療法を行っており、「症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見」として、労務不能を認めた期間においても、精神症状は増悪傾向にあり、自傷行為等の行動化の危険性を鑑みても従来の労務はほぼ不可能であると判断されると記載されている。

また、A医師作成の平成〇年〇月〇日付診断書をみると、病名は本件請求傷病とされた上で、男性生殖器障害、特に男性更年期障害とは異なり、双極性障害、中等度のうつ病エピソードの診断名であり、意欲低下、苛々感、抑うつ気分、希死念慮、自傷行為を認め、現在就労不能な状態と判断されている。

そうして、請求人に係る平成〇年〇月分から平成〇年〇月分までの期間（以下「本件検討期間」という。）についてのa病院作成の診療報酬明細書及び本件検討期間のb薬局c店作成の調剤報酬明細書によれば、請求人は、診療開始日を平成〇年〇月〇日とする下垂体性男子性腺機能低下症、診療開始日を同年〇月〇日とする不安神経症、診療開始日を同年〇月〇日とする男性更年期障害などの傷病によりa病院を定期的に通院しており、平成〇年〇月当時の薬物療法の内容をみると、不安神経症、男性更年期障害に対し、ベンゾジアゼピン（チエノジアゼピン）系抗不安薬（短時間型）のエチゾラム錠、非ベンゾジアゼピン系睡眠薬（極

短時間型)のゾルピデム酒石酸塩錠が投与されており、これら2種類の抗不安薬、睡眠薬は、その後も中断することなく平成〇年〇月まで継続して処方されているが、平成〇年〇月からは、抗不安薬、睡眠薬に加えて、新たにノルアドレナリン作動性・特異的セロトニン作動性抗うつ薬(リフレックス錠)が追加処方されており、さらに、同年〇月から躁病、躁うつ病の躁状態に対する保険適用のある炭酸リチウム製剤気分安定薬(リーマス錠)が開始され、それは平成〇年〇月まで継続して処方され、また、同年〇月には、双極性障害における気分エピソードの再発・再燃抑制に保険適用のある神経系に作用する薬剤(新世代薬)のラミクタール25mg錠が処方されていることが認められる。

なお、既往傷病について、a病院B医師作成の平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日付の各医師意見書欄をみるに、傷病名として、肝機能障害、高尿酸血症、高血圧、不眠症と併せ、既往傷病の男性更年期障害が掲げられ、発病または負傷の年月日を平成〇年〇月〇日、(平成〇年〇月〇日付)及び平成〇年〇月〇日(平成〇年〇月〇日付)発病または負傷の原因を不詳、労務不能と認めた期間を、それぞれ、平成〇年〇月〇日から同月〇日まで(平成〇年〇月〇日付)、及び同年〇月〇日から同月〇日まで(平成〇年〇月〇日付)とした上で、労務不能と認められた期間における「主たる症状及び経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等は、平成〇年〇月頃より上記疾患で通院加療中であり、現在も継続精査加療中であるとされ、「症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見」には、「現在上記疾患で通院加療中であり、全身倦怠感、頭痛あり、b大学c科に通院中である。易疲労性であり、高血圧不安定あり、就労不可と考える。」(平成〇年〇月〇日付)、現在上記疾患で通院加療中であり、血圧不安定、不眠症等の不安神経症あり、現在就労不可と考

える。」(平成〇年〇月〇日付)と記載されている。

以上の各資料によれば、請求人は、平成〇年〇月頃より男性更年期障害、不安神経症、高血圧、不眠症などの傷病で通院しており、不安・睡眠障害に対して短時間型ないし極短時間型の抗不安薬、睡眠薬の投与を受けていたが、平成〇年〇月頃からは、うつ病・うつ状態に保険適用を有するノルアドレナリン作動性・特異的セロトニン作動薬のリフレックス錠が追加され、同月〇月からは、躁うつ病(双極性障害)の躁状態に効果のあるリーマス錠、ラミクタール錠が新たに処方されていることから判断すると、請求人は、それまで不安、不眠などの不定愁訴を中心とするいわば神経症圏の病態が継続していたが、平成〇年〇月頃から、神経症圏の病態が著しく変化し、新たに精神病としてのうつ病・うつ状態、躁状態が加わり、躁うつ病(双極性障害)の精神病の病態になったものと認めることができる。この判断は、従来の男性生殖器障害である男性更年期障害とは全く異なるうつ相と躁相を併せ持つ双極性障害、中等度うつ病エピソードの診断名となり、意欲の低下、苛々感、抑うつ気分、希死念慮、自傷行為を認め、現在就労不能な状態にあるとするA医師の意見とも矛盾しない。

そうすると、請求人の本件請求期間及び重複請求期間に係る本件請求傷病は、診療報酬明細書上には双極性障害ないしは躁うつ病の傷病名を見いだすこととはできないにしても、精神医学的観点から、これまで持続してきた神経症圏とは異なる精神病の病態を有する本件請求傷病が、新たに発症したとするのが相当であり、既往傷病と本件請求傷病を連続する同一関連傷病と認めることはできず、これらは相当因果関係のない別傷病と判断することができる。したがって、本件請求期間について傷病手当金を支給しないとした原処分①は相当ではない。しかし、健保法上、同じ傷病の療養のため労

務不能であったとして、同一の期間について、重ねて傷病手当金を受給することができるという規定はないから、本件請求期間について傷病手当金を支給すべきものと判断される本件においては、重複請求期間について傷病手当金を支給しないとした原処分②は結論において相当である。

- 4 そうすると、原処分①は相当ではないから、これを取り消し、その余の再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。